平成２９年２月６日
（公社）全日本トラック協会

「ＥＴＣ２．０装着車への通行許可の簡素化」
特車ゴールド制度について（情報提供）

１．制度概要

①業務支援型ＥＴＣ２．０（特殊用途用ＧＰＳ付き発話型車載器注１参照）を装着し、かつ事前に利用規約等に同意して、車両情報や車載器に関する情報を登録した車両（注２参照）は道路法第４７条の３第１項に規程される大型車誘導区間内の経路選択（通行）が原則自由となります。

注１）ＧＰＳ機能及びスピーカを内蔵した独立型車載器
注２）車両の通行の許可の手続き等を定める省令第７条で定める基準に適合した車両（バン型等特例８車種のトレーラ及び新規格車等）。

②また、当該車両が道路法に反して通行している場合（注３参照）を除き、許可更新時の手続きも自動化されます。

注３）例えば寸法・重量や経路の違反等が確認され通知が行われた場合

２．開始時期

平成２８年１月２５日１３：００より開始。

３．注意事項

①ＥＴＣ２．０は４種類ありますので利用する際には注意が必要です。
今回の特車ゴールド制度に使用できるＥＴＣは単独使用の業務支援型ＥＴＣ２．０車載器のみが対象となります。**ナビ連動型のＥＴＣ２．０車載器、一般型（ＧＰＳ付き発話型車載器）及びＤＳＲＣ型車載器では本制度では利用できません**。
また、ＥＴＣ機能を外しての使用はできません。

②利用に際しては特車申請の際に車載器の事前登録が必要となります（**オンライン申請のみ利用可能です**）。

③特車申請については最低１経路の申請が必要となります。特車申請が全て不要となるわけではありませんので注意が必要です。
また、制度を利用する場合には申請画面上でＥＴＣ２．０簡素化制度利用登録画面が現れますので、利用に際しては車載器管理番号の登録と「同意する」とのボタン操作が必要となります。
申請窓口は２月６日１８時以降から直轄国道事務所となり、従来の「関東地方整備局本局」では申請ができません。

④トレーラについては**連結登録がされていない車両は申請できません。**運輸支局にて予め車両の連結登録が必要となります。

⑤自由走行となる大型車誘導区間については経路により条件が附される場合がありますので事前に通行条件の確認が必要となります。**通行条件については算定帳票及び地図データでの確認**となります。地図については許可証の条件書（表面）に記載されているＵＲＬをクリックすると大型車誘導区間内の通行条件マップが出力できます。ただし当面の間はモデル車両（40feet 背高国際海上コンテナトレーラ）による通行条件マップとなります。

⑥許可証の携帯については申請を行った１経路の許可書類の他、**通行を予定する全ての誘導区間の「大型車誘導区間算定帳票」と「大型車誘導区間内経路図」を印刷の上携行する必要があります**。自由走行となる誘導区間の通行条件は地図上の条件に基づき通行することとなります。

⑦大型車誘導区間に接する目的地については、追加の許可は不要です。大型車誘導区間から外れる目的地が複数ある場合は目的地数の申請（原則出発地から目的地まで）が必要となります。

⑧ＥＴＣ２．０に係わる道路情報の案内は音声で行われます。

⑨**自動更新の案内は電子メールで申請者に送付されます。**

⑩２０１４年以降走行経路実験の為に国交省が無償で配布・取付を行ったＩＴＳ型車載器（装置）はそのまま業務支援型ＥＴＣ２．０車載器として使用できます。ただし、ＥＴＣ機能を外して使用している場合には特車ゴールド制度の利用のみとなり料金利用はできません。

以　上

ETC2．0車載器の販売状況

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">特殊用途用GPS・スピーカ内蔵
業務支援型（単独型）</td><td>対応車載器
（カーナビ連動型）</td><td>GPS・スピーカ内蔵
一般型（単独型）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特車ゴールド対応</td><td colspan="2">特車ゴールド非対応</td></tr>
<tr><td>パナソニック</td><td>◎発売中</td><td rowspan="6">走行経路実験用に国交省が2014年以降に無償提供したITS型車載器</td><td rowspan="7">一般消費者用
カーナビ連動型
（発売中）
及び
DSRC型車載器</td><td rowspan="7">一般消費者用
発話型（GPS付）
（発売中）
及び
DSRC型車載器</td></tr>
<tr><td>デンソー</td><td>◎発売中</td></tr>
<tr><td>矢崎エナジーシステム</td><td>◎発売中</td></tr>
<tr><td>三菱電機</td><td>◎発売中</td></tr>
<tr><td>古野電気</td><td>◎発売中</td></tr>
<tr><td>パイオニア</td><td>◎発売中</td></tr>
<tr><td>その他メーカー</td><td colspan="2">現状発表なし</td></tr>
</table>

用語　DSRC車載器：ETC2.0に対応した既存型一般消費者用発話型（GPS付）車載器

※デジタコ、ドライブレコーダとETC2.0の連動はメーカー毎にカプラー規格が異なるため
同一メーカー同士の組み合わせか、組み合わせ可能と明記された車載器を選択する必要有り

・矢崎総業は3月以降に発売された矢崎エナジーシステム業務支援型ETC2．0を使用可

・富士通は3月に発売されたデンソー製業務支援型ETC2．0使用可

※今後その他メーカーもOEM提供を検討中の為、導入前にメーカーに相談願います

※運行管理支援サービスで使用する場合は発着情報も入っている業務支援型車載器を推奨

4．対象車種

車両諸元									
	新規格車			新規格車以外					
	単車	連結車		単車	連結車				
		追加3車種	特例5車種		セミトレーラ連結車（国際海上コンテナ車を含む）		フルトレーラ連結車	ダブルス	
					特例5車種及び追加3車種	その他			
幅	2.5m以下								
高さ	3.8m以下			4.1m以下					
長さ	12m以下				17m以下 （後軸の旋回中心から車両後端までの距離が3.2m以上4.2m以下の場合は17.5m以下、3.8m以上4.2m以下の場合は18m以下）		19m以下	21m以下	
最小回転半径	12m以下								
総重量	25t以下		26t以下	39t以下	44t以下				
軸重	10t以下				11.5t以下	10t以下			
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18t以下 1.8m以上の場合は20t以下 （隣り合う軸重に係る軸距が1.3m以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t以下の場合は19t以下）								
輪荷重	5t以下				5.75t以下	5t以下			

追加3車種：　あおり型、スタンション型、船底型

特例5車種：　バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ運搬用、自動車運搬用

※車両諸元が、これらの数値のいずれもはみ出さないことが必須となります。
（超える場合は、通常の特殊車両通行許可申請となります）
※重量・寸法に制限はありますが「ポールトレーラ」及び「フラット型セミトレーラ」も対象に含まれます。

特例5車種
バン型

特例5車種
タンク型

特例5車種
幌枠型

特例5車種
コンテナ用

特例5車種
自動車運搬用

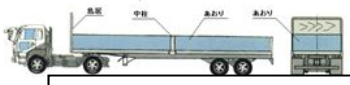

あおり型

積載貨物の重量・寸法次第

スタンション型

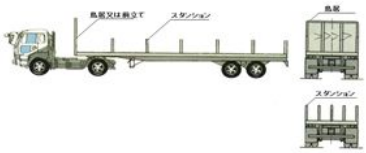

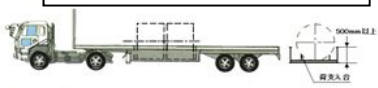

船底型（タイプⅠ）

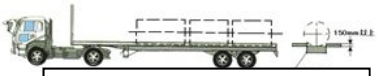

船底型（タイプⅡ）

積載貨物の重量・寸法次第

5．携行書類

通常申請と同様の書類（車両内訳書、申請経路図、特殊車両通行許可証、条件書）の他に申請した経路以外の大型車誘導区間内の通行しようとする経路部分のみの下記書類

・大型車誘導区間算定帳票
・大型車誘導区間経路図（通行条件マップ）

の携行が必要となります（電子ファイルでの携行はできません）。

６．車両登録について

簡素化制度（特車ゴールド）を使用する場合は１申請に対して　　１車載器となるため複数のトラクタによる包括申請はできません。トラクタと組み合わせるトレーラは複数台での申請が可能です。

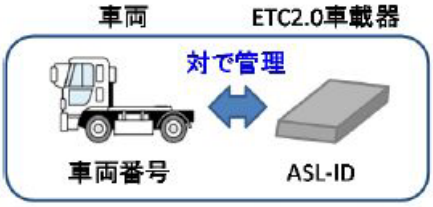

車両番号と車載器の ASL-ID は対で管理されるため、車載器を故障等で交換した場合には、利用登録の変更が必要です。

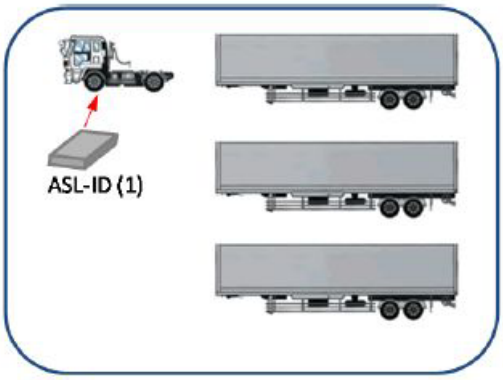

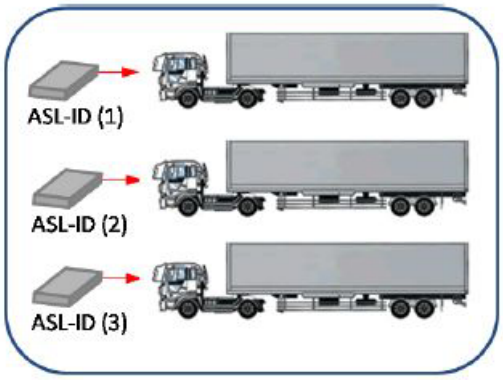

○ 簡素化制度で許可申請可能

× 簡素化制度では複数の車両の包括申請は不可

７．経路の取扱いについて（大型車誘導区間の許可経路の取扱い例）

大型車誘導区間全線の経路が自由走行となりますが、自由走行となる経路のうち個別審査となる箇所については対象外となり（申請経路は除く）、大型車誘導区間外と大型車誘導区間の接続交差点においては申請経路の進行方向のみ許可されます。ただし、個別審査となった交差点は折進はできませんが直進は可能です。

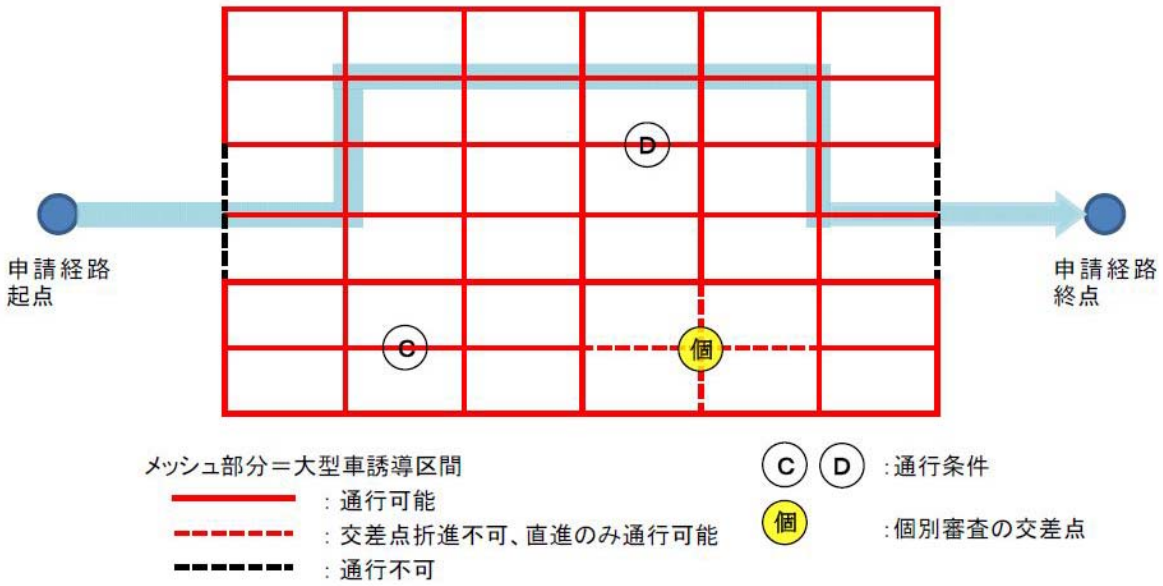

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

ETC2.0

平成28年1月22日
国土交通省道路局

ETC2．0装着車への特車通行許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度開始について

国土交通省では、道路を賢く使う取組の１つとして、ITを活用した賢い物流管理を推進しています。

ETC2．0装着車への特車通行許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度を平成28年1月25日（月）13：00より開始します（別紙参照）。

ETC2．0を活用した本制度の導入により、深刻なドライバー不足が進行するトラック輸送について、渋滞や事故を避けた効率的な経路選択が可能となり、物流効率化への効果が期待されます。

なお、昨年11月25日から12月24日までの間に実施しました、本件に係るパブリックコメントの結果、適正利用者について更なる簡素化を求める声など、31件のご意見が寄せられました。皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先＞
国土交通省　道路局　道路交通管理課　車両通行対策室　池田、中野
TEL：03-5253-8483（内線 37432、37436）　FAX：03-5253-1617

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ETC2.0

別紙

ETC2．0装着車への特殊車両許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度開始について

平成28年1月25日（月）13：00より開始

業務支援用ETC2．0車載器を装着し、利用規約等に同意してあらかじめ登録いただいた車両は、大型車誘導区間における経路選択を可能とする許可を行います。
そのため、大型車誘導区間内であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送を効率化できます。
また、許可更新時の手続きを自動化し、手続きが従来に比べ簡素化されます。

【現　行】
申請・許可された経路のみ通行可能
（一本一本の経路毎の大量な申請が必要）

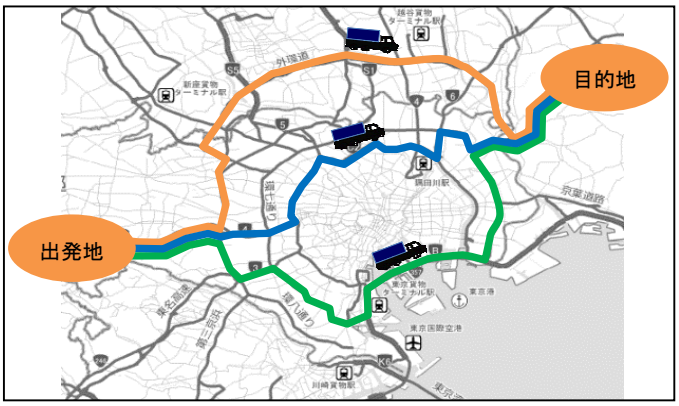

【特車ゴールド】
大型車誘導区間を走行する場合、経路選択可能
（複数経路を1つの申請に簡素化）

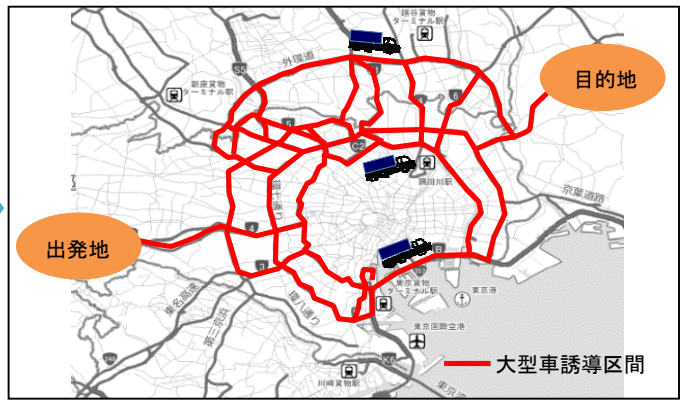

ご利用にあたっての注意事項

◆　対象車両

大型車誘導区間申請に適合する車両※1、かつ業務支援用ETC2．0車載器※2を装着した車両

※1　車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年9月25日建設省令第28号）第7条の車両諸元等に適合する車両
※2　特殊用途用GPS付き発話型車載器

◆　ご利用方法

制度を利用される際は、特殊車両通行許可オンライン申請システムで下記の手続きを行ってください。

①車両の利用登録（初回のみ）
利用規約等に同意し、車両番号や車載器に関する情報を入力して登録を行ってください。

②特殊車両の通行許可申請
従来通り通行許可申請を行ってください。①の登録車両で、大型車誘導区間を経路に含む申請については、簡素化制度の利用確認メッセージが自動的に表示されます。

◆　更新手続きの自動化・違反の場合の取扱

更新時には申請書を自動作成し、電子メールで申請者に送付します。電子メールの指示に従って更新に同意（ワンクリック）していただくだけで、更新申請ができます。
ただし、法に違反した通行（例えば重量や経路の違反）が確認され、通知を行った場合は、自動更新を不可とします。

※現地取締や自動重量計測、ETC2．0を用いて違反の状況を把握します

詳しくは、オンライン申請Webページの『ETC2．0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html　をご確認ください。

『ＥＴＣ２.０装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』ご利用にあたって

業務支援用 ETC２．０車載器に関すること

Q1 業務支援用 ETC2.0 車載器と一般的な ETC2.0 車載器と何が違うのですか？

A1 業務支援用 ETC2.0 車載器とは、一般の ETC2.0 のサービスに加え、運行管理支援などの物流サービス等に対応した GPS 付き発話型車載器のことをいいます。

Q2 従来の発話型 DSRC 車載器を持っていますが簡素化制度の利用は可能ですか？

A2 簡素化制度の利用には業務支援用 ETC2.0 車載器が必要となりますので利用できません。

Q3 現在デジタコと ETC 車載器を連動させていますが、追加で業務支援用 ETC2.0 車載器を装着することは可能ですか？

A3 １台の車両に装着できる車載器は１台のみとなりますので追加できません。
デジタコと業務支援用 ETC2.0 車載器の連動についてはデジタコメーカーにお問い合わせください。

Q4 車載器管理番号や ASL-ID がどこに書いているかわかりません。

A4 車載器の梱包箱等に記載しています。不明な場合は取付店もしくは製造メーカーにご確認ください。

簡素化制度の受付に関すること

Q1 簡素化制度を利用できる車両に制限はありますか？

A1 H26 年 10 月から実施されている大型車誘導区間の国の一元審査対象となる車両が対象となります。詳しくは「ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度実施要綱」をご確認ください。
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html

Q2 簡素化制度の受付はどこでしていますか？

A2 受付は特殊車両通行許可オンライン申請からのみとなります。窓口では受付しておりませんのでご注意ください。

利用登録に関すること

Q1 簡素化制度を利用するにあたり、何か手続きは必要ですか？

A1 通常の特殊車両通行許可申請に加え簡素化制度の利用登録が必要となります。

Q2 許可期間が切れた場合、利用登録で登録した情報の取扱いはどうなりますか？

A2 許可期間が切れても登録された情報は存続します。

Q3 すでに車載器が登録されている旨のメッセージが出て利用登録ができません。

A3 その車載器が既に別の車両で利用登録されている可能性があります。
入力した車載器の情報が間違っていないか、もう一度お確かめください。

Q4 車両を手放した場合、何か手続きは必要ですか？

A4 登録情報の削除を行ってください。

Q5 業務支援用 ETC2.0 車載器が壊れたので新しい車載器を買ってきて交換しました。何か手続きは必要ですか？

A5 登録情報を一度削除し、新たに利用登録を行ってください。

Q6 ナンバープレートを変更しました。何か手続きは必要ですか？

A6 登録情報を一度削除し、新たに利用登録を行ってください。（許可の変更申請も併せて必要となります。）

Q7 複数の事業者で１台の車両を共同で使っていますが、それぞれの事業者で利用登録はできますか？

A7 可能です。

許可申請に関すること

Q1 申請経路に大型車誘導区間が含まれていませんが簡素化制度を利用できますか？

A1 申請経路に大型車誘導区間が含まれていない場合は利用できません。

Q2 包括申請は可能ですか？

A2 車両１台単位の申請になります。ただし車両が連結車の場合は１つのトラクタに連結される複数のトレーラを包括した申請は可能です。

Q3 申請担当者のメールアドレス欄には誰のメールアドレスを登録すればいいですか？

A3 特殊車両通行許可にかかる手続きを責任もって実施していただける方のメールアドレスを登録してください。

Q4 大型車誘導区間算定結果帳票は携行が必要ですか？

A4 通行経路に係る書類のみ携行していただければ結構です。

特定プローブ情報に関すること

Q1 特定プローブ情報とはどのようなものですか？

A1 業務支援用 ETC2.0 車載器に蓄積される車載器に関する情報、車両に関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴等の情報です。

Q2 特定プローブ情報の利用目的を教えてください。

A2 特殊車両の経路確認と許可の簡素化、また道路に関する調査・研究、道路管理の目的等に利用します。詳細は「ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」をご確認ください。

車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下、「道路管理者」と言います。）は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集する車載器のID付きプローブ情報の利用や取り扱いの方針について、次の通り定めます。
車載器のID付きプローブ情報を提供いただくことで、経路情報を活用したサービスを提供することが可能となり、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇することなどが期待されます。

1.車載器のID付きプローブ情報

(1) ここで「車載器のID付きプローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴など「プローブ情報」に車両を特定するための「車載器のID」を付与した情報で、道路管理者が管理するITSスポット（DSRC路側無線装置）※1と通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

(2) 「車載器のID付きプローブ情報」として収集される情報は次のとおりです。※2

- ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報（無線機に関する情報（製造メーカ、型番等）、カーナビゲーションに関する情報（製造メーカ、型番等））
- 車両に関する情報※3
- 走行位置の履歴※4
- 急な車両の動きの履歴※4

2.車載器のID付きプローブ情報の利用目的

(1) 渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する等の経路情報を活用したサービスが実用化した場合、道路管理者は車載器のID付きプローブ情報を当該サービスの提供に利用します。

(2) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を、経路情報を活用したサービスの有効性検証等のために利用する場合があります。

(3) 道路管理者は、(1)または(2)の目的以外で車載器のID付きプローブ情報を利用しません。

3.車載器のID付きプローブ情報の収集

(1) 道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット※1 によって、車載器のID付きプローブ情報を収集する場合があります。

(2) ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器の利用者は、設定により1．(2)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択できる場合があります。※5

(3) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択をした場合、２．(1)の経路情報を活用したサービスによる優遇は受けられません。※6

4.車載器のID付きプローブ情報の第三者への提供

(1) 道路管理者は、２．(1)及び(2)の目的のため、収集した車載器のID付きプローブ情報を個別の車両を特定できないよう統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。

(2) 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、車載器のID付きプローブ情報又はこれらを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカー等に提供する場合があります。

(3) 道路管理者は、(1)及び(2)以外で車載器のID付きプローブ情報を第三者に提供しません。

5.車載器のID付きプローブ情報の取り扱い等

(1) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。

(2) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報が不要となった時点で、当該車載器のID付きプローブ情報を消去します。

(3) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報の提供先における情報の安全管理および提供した情報が不要となった時点で情報を消去することについて、提供先を適切に指導します。

6.問い合わせ先

国土交通省 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室
03-5253-8111(代)
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社
2015年7月現在

▲ ページトップへ戻る

※1 道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するITSスポットを含みます。

※2 ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合があるため、このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。

※3 車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報です。車両を特定するための車載器のIDに関する情報や自動車登録番号、車両番号が含まれます。ただし自動車登録番号、車両番号については４桁の一連番号は含まれません（例：「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。）。

※4 走行開始地点や走行終了地点は収集されません。

※5 ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者へ車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択は行えません。また、ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、道路管理者からのお知らせとお願いとして周知している「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」におけるプローブ情報の収集についても同様に、設定により道路管理者への情報の提供を拒否する選択は行えません。「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」はETC2.0車載器の説明書または道路管理者Webサイト等に掲載されています。ETC2.0車載器を取得する前に、車載器の説明書等によりあらかじめ確認し、取得するETC2.0車載器を選択してください。

※6 カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは経路情報を活用したサービスによる優遇が受けられません。

▲ ページトップへ戻る